Q.2012年度は税務調査の件数が減少したのですか?

毎年秋になると、国税庁から税務調査に関する情報が公開されるのですが、報道されている内容を見てみましょう。

「法人の税務調査件数 27%減 国税庁」 (2013/10/31 20:36)

今年6月までの1年間(2012 事務年度)の全国の法人に対する税務調査件数が9万3千件で、前年度から27.4%減ったことが31日、国税庁のまとめで分かった。調査の手続きを定めた国税通則法が1月に改正され、1件当たりの調査期間が平均2.6日延びたため。統計がある1967年度以降で2番目の低水準となった。

申告漏れを指摘したのは6万8千社で、指摘額は総額 9992 億円(15.0%減)。追徴税額は 2098 億円(3.6%減)だった。

このうち仮装・隠蔽を伴う悪質な所得隠しの指摘は1万7千社で、認定額は 2758 億円 (9.6%減)。「調査件数は減るため、大口、悪質な不正が想定される法人を重点的に調査した」(同庁)といい、1件当たりの所得隠しの認定額は 1612 万円 (33%増)と過去最高だった。

法人消費税の申告漏れは5万社で、追徴税額は474億円。不正還付は542社で、追徴税額は約13億円だった。

また、個人事業主に対する税務調査の件数も3割減となっており、**去年から今年前半に**かけての税務調査の件数が激減していることがわかります。

これは、記事にもあるように、税務調査の手続きが今年1月から大幅に改正されたことにより、税務署内の事務量が増えたことに起因しています。こう考えると、今後もさらに税務調査の件数を減ることが予想できます。

税務調査の件数が減ることにより、国税側としては今後、

- ・不正が見込まれそうな納税者に的を絞る
- ・過去に申告是認(調査で誤りがなかった)の納税者に対する税務調査頻度を下げる
- ・税務調査1件あたりの日数を減らす

という方向に動くことは間違いありません。これは納税者側から考えると、良い方向転換でしょう。真面目にやっていれば、今後税務調査に入られる可能性が減るということなのですから。

(平成26年1月掲載:この記事は掲載時点の法令等に基づいて記述しております。)